



2023年度INTA年次総会inシンガポール

1. はじめに

2023年5月16日から20日に、シンガポールで International Trademark Association (INTA:国際商標協会) の年次総会「2023 Annual Meeting Live+」が開催されました。新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) により、2020年度から開催が見送られており、対面での大規模な年次総会としては3年ぶりの開催となりました。当事務所からは、弁理士・弁護士併せて9名が参加し、私は今回が初参加となりました。



INTAの年次総会は、主として米国で開催され、数年に1度は米国外で開催されます。今回はシンガポールでしたが、次回2024年は米国のアトランタ、その2年後の2026年は、ドバイでの開催が予定されているようです。

INTAには商標案件を扱う弁理士・弁護士やインハウスカウンセルが世界中から集結します。今回の参加登録者数は8000人を超えたと発表されていましたが、例年、参加登録せずに参加する人も大勢いるようです。INTA年次総会では、5日間にわたって、様々な公式の会議、発表やブース展示などのイベントが開催されます。もっとも、INTAに参加す

る人のほとんどの目的は、世界中から集まる商標関係者間でのネットワーキングにあります。

2. INTAでの過ごし方

INTA総会が近くなると、各国の依頼者や弁理士・弁護士事務所から、現地でのミーティングの依頼や、レセプションの招待が届くようになります。この頃になると、海外の依頼者や代理人との間では、「あなたはシンガポールには行くのか」、「シンガポールで会おう」といったやりとりが頻出します。

INTA総会期間中は、各ブランドは、世界各国の代理人を集めたカウンセルミーティングや、各国の代理人との個別のミーティングや会食を行います。また、各国の弁理士・弁護士間でのミーティングや会食も数多く開催されます。夜には様々なブランドや事務所がレセプションを主催し、会場には、多くの参加者が集まります。INTA総会開催期間中は、メイン会場があるマリーナベイ・サンズのコンベンションセンターだけでなく、近隣のホテルのロビー、カフェ、レストランなどあらゆる場所で、朝から晩まで、INTA参加者が集まっている姿を目にします。カウンセルミーティングなど、アジェンダがきっちりと決まっているミーティングもありますが、多くのミーティングや会食は、特にテーマが決まっていません。情報交換や、最近の商標制度の改正状況や実務運用、裁判例などを話すことが多いですが、なかにはただ雑談をして終わるようなものも少なくありません。なお、当事務所から参加したメンバーはいずれも朝から晩まで様々なミーティングの予定が

入っていましたが、参加者によってはあまり予定を入れずに、のんびりと滞在を楽しむ人もいるそうです。



3. パネルディスカッション「AIとブランド」

私は、INTA総会の公式イベントへは、あまり参加する時間はありませんでしたが、INTA総会で開催されるパネルディスカッションにスピーカーとして参加する機会を頂くことができました。パネルディスカッションのタイトルは「Welcome to the Future: Emerging IP Issues Relating to AI and Its Impact on Brands」というもので“AIとブランド”をテーマにするものでした。モデレーターである米国の弁護士、米国のヘルスケア関連会社のインハウスカウンセル、オランダの弁理士、イスラエルのゲーム会社のインハウスカウンセル、そして日本の弁護士である私の5人で、AIがブランド保護に及ぼす影響について議論するというものでした。AIが自動生成する推奨広告における広告主やAI開発者の責任や、AIの誤認混同の商標法上の評価、企業が業務に生成AIを導入する際にどのような点に留意すべきか、など様々な点が議論されました。“AIとブランド”というほとんど議論がないテーマであり、また、スピーカーの取扱業務が、それぞれ異なるため、事前に、2度の打合せと2度

のリハーサルがオンラインで行われました。スピーカー同士はほとんどがお互い初対面の関係でしたが、当日のセッションが終わった後には、緊張の糸が切れたように皆が饒舌になり、会場の屋上で行われた打上げでは、長年の友人であったかのような一体感が生まれていました。



4. 終わりに

短期間に世界中から大勢の商標関係者の集まるイベントでしたが、大きなトラブルなく終了することができたようです。INTAでは、初対面の人も旧知の人も、定番のあいさつは「ついに対面で会えたね。」というものでした。多くの参加者が、4年を経て、外国の依頼者、同業者と、対面でのコミュニケーションを行うことができるようになった状況を、心から楽しんでいるようでした。

筆者紹介

波田野 晴朗（はたのせいろう）

弁護士。2004年TMI総合法律事務所入所。2005年より2年間経済産業省知的財産政策室で勤務。2017年パートナー就任。商標法・不正競争防止法に関する紛争案件などを主に扱う。趣味は読書や映画鑑賞。